

## 一般社団法人日本神経学会役員等に関する旅費規程

2012年5月22日制定

2020年1月31日改正

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本神経学会（以下「本学会」という。）が、役員等が国内における会務に参加するために必要とする交通費、宿泊費、現地交通費および食事費（以下「旅費」という。）の支払いに関する基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 役員等とは、理事、監事、各年次の学術大会会長、幹事、各種委員会委員及び特別に会議出席やセミナー講師など会務に参加を依頼された正会員をいう。

### (移動方法)

第3条 役員等の移動は、原則として公共交通機関を利用するものとし、遠隔地からの移動は鉄道または航空機を利用し、会務を勘案して合理的となる方法を選択するものとする。

### (交通費の算定方法)

第4条 前条の遠隔地からの移動による交通費は、次の各号に掲げる方法で算定する。

(1) 鉄道利用の場合は、役員等の主たる勤務地又は住居の所在地（以下「勤務地等」という。）の最寄り駅から会務地の最寄り駅（東京の場合は東京駅）までの往復の普通運賃および特別急行料金（新幹線を含む。ただし特急利用は51キロメートル以上）とする。

(2) 航空機利用の場合は、往復の航空運賃の実費額、勤務地等の最寄り駅から最寄り空港までおよび会務地の最寄り空港から会務を行う施設の最寄り駅（東京の場合は、東京駅）間の往復交通費を合算したものとする。

なお、航空機を利用した場合は、航空運賃の支払いを証明する領収証または搭乗券の半券を学会事務局に提出しなければならない。

### (東京都区内の交通費)

第5条 東京都区内の場合は、定額2,000円を支払うものとする。

### (現地交通費)

第6条 勤務地等から最寄り駅までおよび会務地の最寄り駅から会務を行う施設までの交通費に当てるために、旅行1回当たり定額3,000円を現地交通費として支払うものとする。ただし、前条で定める東京都区内の場合は、この限りではない。

(宿泊費の支払い基準)

第7条 宿泊費は、以下の各号に該当するときに支払うことができる。

- (1) 会務が2日以上に及ぶとき。
- (2) 会務終了時に適当な交通機関の運行が終了しているとき。
- (3) 前日に宿泊しなければ、会務に出席できないとき。
- (4) その他、代表理事が必要と認めるとき。

(宿泊費の算定)

第8条 宿泊費には、室料、税、サービス料を含むものとし、1泊につき20,000円を支払うものとする。

- 2 専門医試験(2次試験)の場合は、前項に拘わらず、本学会が宿泊施設を用意し、その経費は宿泊施設に直接支払うものとする。ただし、役員等が自ら宿泊施設を用意したときは、前項の規定で定める宿泊費を支払うものとする。

(日当)

第9条 日当は原則として支払わない。ただし、代表理事が特別に認めたときは、国家公務員等の旅費に関する法律で定めるところにより支払うものとする。

(例外)

第10条 次の各号に掲げる場合は、旅費は支払わない。

- (1) 本学会の学術大会に併せて行われる会務に出席する場合。
- (2) 国など公的機関の会議あるいは他学会等(以下「他団体」という。)の会議等に併せて行われる会務に出席する場合で、他団体から旅費が支払われる場合。

(食事等)

第11条 会議時間が食事時を挟むなど、会務の進行上必要があるときは、会務に従事している役員等および陪席する本学会事務局の職員(以下「職員」という。)および会員以外の者に食事を提供することができる。

(会員以外の者の場合)

第12条 本学会が会員以外の者に役員や各種委員会委員およびセミナー等の行事に携わる業務を委嘱し、旅行を依頼したときは、この規定を準用して旅費を支払うものとする。

(外国旅行および事務職員の場合)

第13条 役員等が外国に旅行する場合および本学会事務局の職員に会務で旅行をさせる場合の旅費の取り扱いについては、別に定める。

(雑則)

第 14 条 この規程に定める事項のほか、役員等の旅費に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(規程の変更)

第 15 条 この規定は、理事会の議を経なければ、改正することができないものとする。

附則

この規程は、2012年5月22日から施行し、2012年7月1日以降の旅行から適用する。

附則

この規程は、2017年9月16日から施行し、2017年9月22日（第58回学術大会終了日の翌日）以降の旅行から適用する。

附則

この規程は、2020年1月31日から施行し、2020年2月1日以降の宿泊から適用する。